

# 内部統制ガイドラインについて

---

# 「内部統制ガイドライン」策定について（再掲）

## 前提

- 平成29年地方自治法改正により、都道府県及び指定都市において、内部統制に関する方針の策定及び必要な体制整備が義務付けられたが（その他の市町村は努力義務）、具体的な内容については各地方公共団体が、それぞれの実情を踏まえ検討することとされている。
- 本研究会においては、国会審議等の状況を踏まえ、各地方公共団体において内部統制をスムーズに導入できるようにするための「手順書」として、ガイドラインを作成することとする。

※国会審議において、「今後、先行的モデル事例の紹介などによりまして支援していく、あるいは、必要に応じて、国においてガイドラインの策定などについても検討してまいりたい」としている。

## 議論の進め方

- 研究会においては、地方公共団体における内部統制制度のあり方及び導入プロセスについて、ご議論いただくことを想定。
- 特に、「長による内部統制の評価及び報告」及び「監査委員による内部統制評価報告書の審査」について、重点的にご議論いただき整理する。
- これまでの研究会及び今回の研究会での議論・整理等をもとに、具体的に、各地方公共団体で、①どの主体が、②どのような手順で、③どのような作業を行い、④どのような点に留意する必要があるのかを示し、ガイドラインとする。

## 「内部統制ガイドライン」(案)の用語について

- ①内部統制に関する方針：地方自治法第150条第1項又は第2項の方針をいう。
- ②内部統制体制：地方自治法第150条第1項又は第2項の体制をいい、内部統制に関する方針に基づき整備された体制をいう。
- ③内部統制体制の整備：組織の中に適切な規範を定めて、それを現場の業務に適用することであり、長の指示のもと、組織内の全ての部署において、財務に関する事務等につき、リスクの把握・評価・対応、モニタリング及び改善からなるPDCAサイクルを継続的に繰り返すことにより、各部署においてリスクを低減する活動を行うことをいう。
- ④内部統制評価報告書：地方自治法第150条第4項の報告書をいう。

# 「内部統制ガイドライン」(案)のフレーム(1)

## I 地方公共団体における内部統制の基本的枠組み

### (1) 地方公共団体における内部統制とは

地方公共団体における事務が適切に実施され、住民の福祉の増進を図ることを基本とする組織目的が達成されるよう、事務を執行する主体である長自らが、行政サービスの提供等の事務上のリスクを評価及びコントロールし、事務の適正な執行を確保すること。

### (2) 地方公共団体における内部統制の4つの目的及び6つの基本的要素

4つの目的: ①業務の効率的かつ効果的な遂行、②財務情報等の信頼性の確保及び適切な開示

③法令等の遵守、④資産の保全

6つの基本的要素: ①統制環境、②リスクの評価と対応、③統制活動、④モニタリング

⑤情報と伝達、⑥ITへの対応

### (3) 内部統制の留意点・限界

- ・長の意識が「統制環境」に最も大きな影響を与える重要なものである。[H26報告書P34]
- ・業務の効率化やリスクの減少等を通じて職員にとってもメリットがある取組とすべきである。[H21報告書P35][H26報告書P17]
- ・リスクを完全にゼロにすることを可能とするものではない。[H21報告書P40][H26報告書P3]
- ・既に存在している統制を可視化することを基本とし、費用対効果の高いものに優先的に取組み、過度な文書化・過度な統制を防ぐべきである。[H21報告書P76]

※関連箇所

H21報告書: 地方公共団体における内部統制のあり方に関する研究会報告書(平成21年公表)

H26報告書: 地方公共団体における内部統制の整備・運用に関する検討会報告書(平成26年公表)

# 「内部統制ガイドライン」(案)のフレーム(II)

## II 内部統制に関する方針の策定・公表

### (1) 内部統制推進部局の決定

- ・長のリーダーシップを適切に発揮できる部局が担当すべき。
- ・制度が軌道に乗るまでは、内部統制を推進する専門の部署を設置することが望ましい。

### (2) 対応すべき主要なリスクの検討

- ・団体の運営方針・政策課題・過去の不祥事等を踏まえ、対応すべき主要なリスクを検討する。
- ・財務に関する事務以外の事務に関するリスクも対象とすることは可能。

### (3) 内部統制に関する方針の検討・決定

- ・対応すべき主要なリスク等をもとに、団体における取組の方針を検討。
- ・長を含めた幹部の内部統制に関する責任・役割の分担や意思決定の仕組み等全庁的な体制の整備についてのあり方を検討。
- ・以上の内容を、長の下に決定し、文書化したものが内部統制に関する方針。
- ・下位規程に分けて記載している場合には、それも公表、評価・審査の対象。

### (4) 内部統制に関する方針に基づく決まりごと・指針等の検討・決定

### (5) 内部統制に関する方針等の公表

# 「内部統制ガイドライン」(案)のフレーム(Ⅲ)

## Ⅲ 内部統制体制の整備

### 1 全庁的な体制の整備      2 内部統制のPDCAサイクル

#### 内部統制推進部局

#### 各部局

##### 方針の策定・公表

- 主要リスクを基に団体における取組の方針を設定
- 全庁的な体制や作業のよりどころとなる決まりを決定し、文書化
- 議会や住民等に対する説明責任として公表

##### 全庁的な体制の整備

- 会議体の設置、研修の実施

統制環境

##### Plan

- 年度ごとのサイクルにおける取組内容の検討、決定
- リスクの把握のための作業依頼
- リスクの評価のための作業依頼
- リスク対応策の検討のための作業依頼

リスクの  
評価と対応

##### Plan

- リスクの把握のための作業
- リスクの評価のための作業
- リスク対応策の検討のための作業

##### Do

- リスク把握、評価、対応策のとりまとめ
- 各部局による自己点検、リスク対応策改善の作業依頼

統制活動

##### Do

- リスク対応策の実行

##### Check

- 各部局のリスク対応状況をとりまとめ、検証
- 独立的評価の実施
- 改善点の検討、指摘

モニタリング

##### Check

- 自己点検をして、事前に整備したリスク対応策の適切性を検証し、更なる対応策の改善案を検討

##### Action

- リスク対応状況のとりまとめ結果、独立的評価を受けて、次年度のサイクルにおける取組を検討
- 監査委員からの指摘についても取組に反映

##### Action

- リスク対応策の改善案の実施